

# マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 拠点名称   | 東京支店                            |
| 拠点の所在地 | 東京都中央区銀座3丁目9番11号<br>紙パルプ会館ビル11階 |

※2025年6月現在

| 派遣<br>労働者数 | 派遣先<br>事業所数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(①－②)÷① |
|------------|-------------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 10         | 4           | 25,330                     | 18,492                     | 27.0%            |

・マージン率とは  
派遣先より株式会社ネオに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

|        |        |                                              |
|--------|--------|----------------------------------------------|
| 社会保険料  |        | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分     |
| 有給休暇費用 |        | 年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）               |
| 会社運営経費 | 健康診断費用 | 一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用                         |
|        | 募集費用   | 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（インターネット等）                  |
|        | 就業管理費用 | 派遣労働者の就業に関する費用<br>（教育訓練・事務管理等）               |
|        | 福利厚生費  | 福利厚生ＣＬＵＢ利用料                                  |
|        | 営業費用   | 管理スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等             |
| 営業利益   |        | 労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益 |

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・各種PC研修

## 3. キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

- ・本社管理部 TEL:052-569-1316

## 4. その他参考と認められる事項

愛知県情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

## 5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲( 全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和8年3月31日 )

☐ 締結していない